

中小事業者が活用できる 支援制度を教えてください!

| | |
|---|---|
| <p>① 軽減税率制度の実施で 経理処理も増えるので パソコンを買い替えようと 考えています。</p>  | <p>② パソコンや レジなどについては 税制措置や融資制度を 活用できる 場合がありますよ!</p>  |
|---|---|

A 軽減税率制度の準備に使える税制措置や融資制度があります。

軽減税率制度の実施で活用したい主な制度

| 制度の名称 | 対象者 | 制度の内容 |
|-------------------------------|--|--|
| 少額減価償却資産の 損金算入の特例 | 青色申告書を提出する 中小企業者等 (従業員1,000人超を除く) | 30万円未満の減価償却資産を取得した場合、その全額を経費として算入することができます。 (合計300万円まで) |
| 商業・サービス業・ 農林水産業 活性化税制 | アドバイス機関から 指導・助言等を受けた、 青色申告書を提出する 中小企業者等 | 経営改善設備(一定のパソコン、レジ等)を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できます。 |
| 中小企業投資 促進税制 | 青色申告書を提出する 中小企業者等 | 一定のソフトウェア等を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できます。 |
| 中小企業等経営強化法 による税制上の 支援措置 | 中小企業等経営 強化法の認定を 受けた中小企業等 | 経営力向上設備(一定のパソコン、レジ、ソフトウェア等)を取得した場合、即時償却又は10%の税額控除、及び固定資産税の特例が適用できます。 |

※ 税制措置の詳細については、中小企業庁ホームページをご覧ください。
URL (<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>)

平成31年
10月スタート!

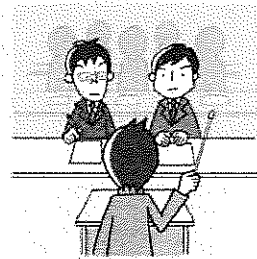
軽減税率制度実施までに やっておきたいこと

平成28年4月

<補助金受付開始>

ポイント1 軽減税率制度に関する情報収集

- 商工会、商工会議所等が開催するセミナーなどに参加

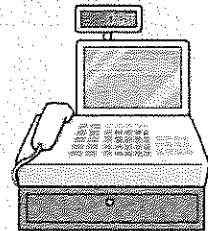


ポイント2 新たに発生する仕事の洗い出し

- 取り扱う商品の適用税率の確認など
 - ・贈答用の飲食料品、社内で供する茶菓などに注意
 - ・自社のサービスが「外食」に当たるか確認

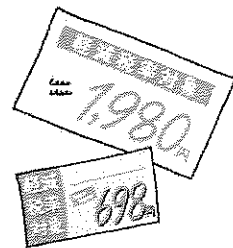
ポイント3 レジやシステムの確認

- 取引先の対応を確認・調整
- 補助制度の利用の検討
 - ・レジが複数税率に対応しているかどうかをメーカーや販売店に確認
 - ・受発注システムの改修・入替の場合、交付決定がされる前に作業着手したものは補助対象にならないので注意



ポイント4 社内体制の整備

- お客様対応の見直し、従業員研修、適用税率ごとに区分した経理への対応
- 値札・POPの準備、商品カタログの改訂など

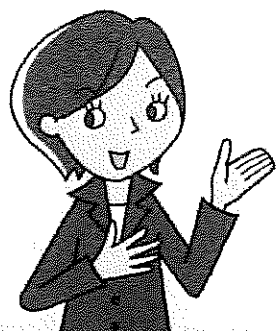


平成30年
1月31日

レジ導入等、システム改修等の完了期限
レジ導入等に対する補助金の申請受付期間終了
電子的受発注システム改修等に対する事業完了報告の申請受付期間終了

平成31年10月

軽減税率制度スタート!



ご相談内容に応じて、
下記の相談窓口にお
お問い合わせください。

■相談窓口一覧

| ご相談内容 | 窓口 | 連絡先 |
|---|-----------------------------|--|
| 軽減税率制度（対象品目・ 税額の計算方法など） | 国税庁 電話相談窓口 | お近くの税務署にお問い合わせください。 税務署の電話番号等につきましては、国税庁ホー ムページから確認頂くことができます。 ホームページ：http://www.nta.go.jp |
| 中小・小規模の小売 事業者等に対する レジの導入・システム 改修等に係る補助金 | 軽減税率対策補助金 事務局 | 専用ダイヤル：0570-081-222 ホームページ：kzt-hojo.jp |
| 軽減税率実施に伴う 中小・小規模事業者の 支援（個別相談、講習会の 開催、専門家派遣等） | 中小団体相談窓口 | お近くの商工会議所・商工会・中小企業団体中 央会・商店街振興組合連合会へお問い合わせく ださい。連絡先は中小企業庁ホームページから 確認頂くことができます。 http://www.chusho.meti.go.jp/link/ jisshi_kikan.html |
| 軽減税率対策に係る 設備投資へのご融資 | 日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫 | 日本政策金融公庫（事業資金相談ダイヤル）： 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795 |
| 消費税転嫁対策等に 関する相談 | 内閣府 消費税価格転嫁等 総合相談センター | 専用ダイヤル：0570-200-123 |
| 軽減税率実施に伴う 税に関する相談 | 日本税理士会連合会 | お近くの税理士会へお問い合わせください。 |
| その他 中小企業支援施策全般 | 中小企業庁 相談室 | 電話番号：03-3501-4667 |

中小企業庁財務課

〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>

2017年3月

